

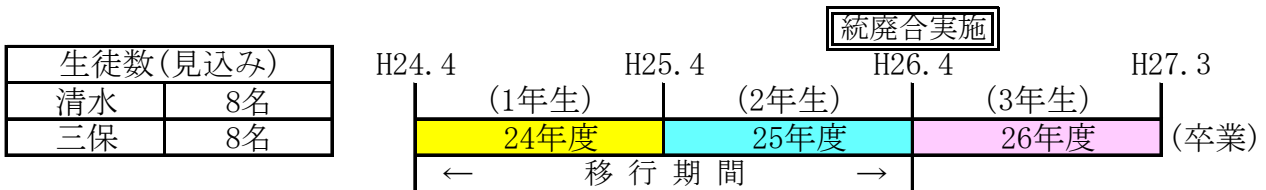
移行期間中の特例措置についての考え方

○「第6章 統廃合にあたっての諸条件整備」の「3. 移行期間中における特例措置」に係る考え方は次のとおりです。

【 特例措置の対象となる生徒 】

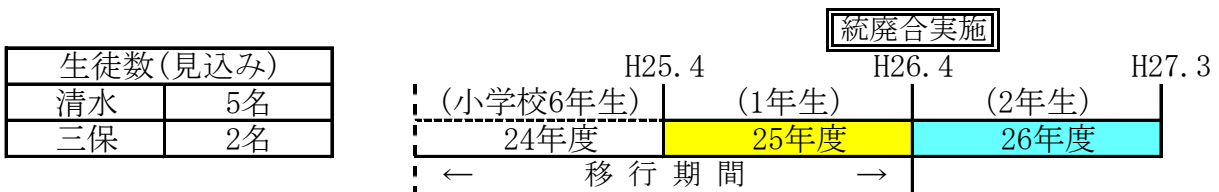
1. 24年度の新1年生（現在の小学校6年生）

24年度の新1年生は、清水地区8名、三保地区8名です。これらの生徒が特例措置を希望した場合、移行期間の2年間は統合予定中学校(山北中学校)に通学することができます。そして、3年生に進級する26年度に統廃合が実施されます。



2. 25年度の新1年生（現在の小学校5年生）

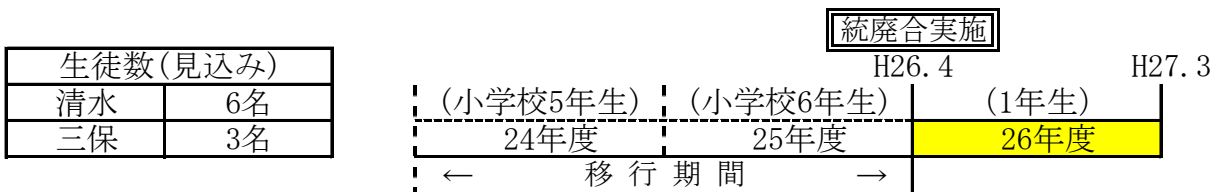
25年度の新1年生は、清水地区5名、三保地区2名です。これらの生徒が特例措置を希望した場合、移行期間の1年間は統合予定中学校(山北中学校)に通学することができます。そして、2年生に進級する26年度に統廃合が実施されます。



(参考)

*** 26年度の新1年生（現在の小学校4年生）**

統廃合が実施される、26年度の新1年生は、清水地区6名、三保地区3名です。

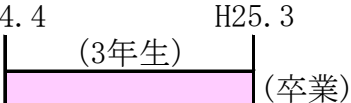


【平成24年度の3年生、及び2年生】

1. 平成24年度の3年生

24年度の3年生は、清水中学校4名、三保中学校6名です。これらの生徒は移行期間中の平成25年3月に卒業します。

生徒数(見込み)		H24. 4	H25. 3
清水	4名	(3年生)	
三保	6名		



2. 平成24年度の2年生

24年度の2年生は、清水中学校6名、三保中学校6名です。これらの生徒は移行期間中の平成26年3月に卒業します。

生徒数(見込み)		H24. 4	H25. 4	H26. 3
清水	6名	(2年生)		(3年生)
三保	6名			

